化学物質による労働災害防止のための新たな規制（2023 年 4 月 1 日に施行されること）（1/4）

The Knights

厚生労働省は、2022 年 5 月 31 日に化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業 4 日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

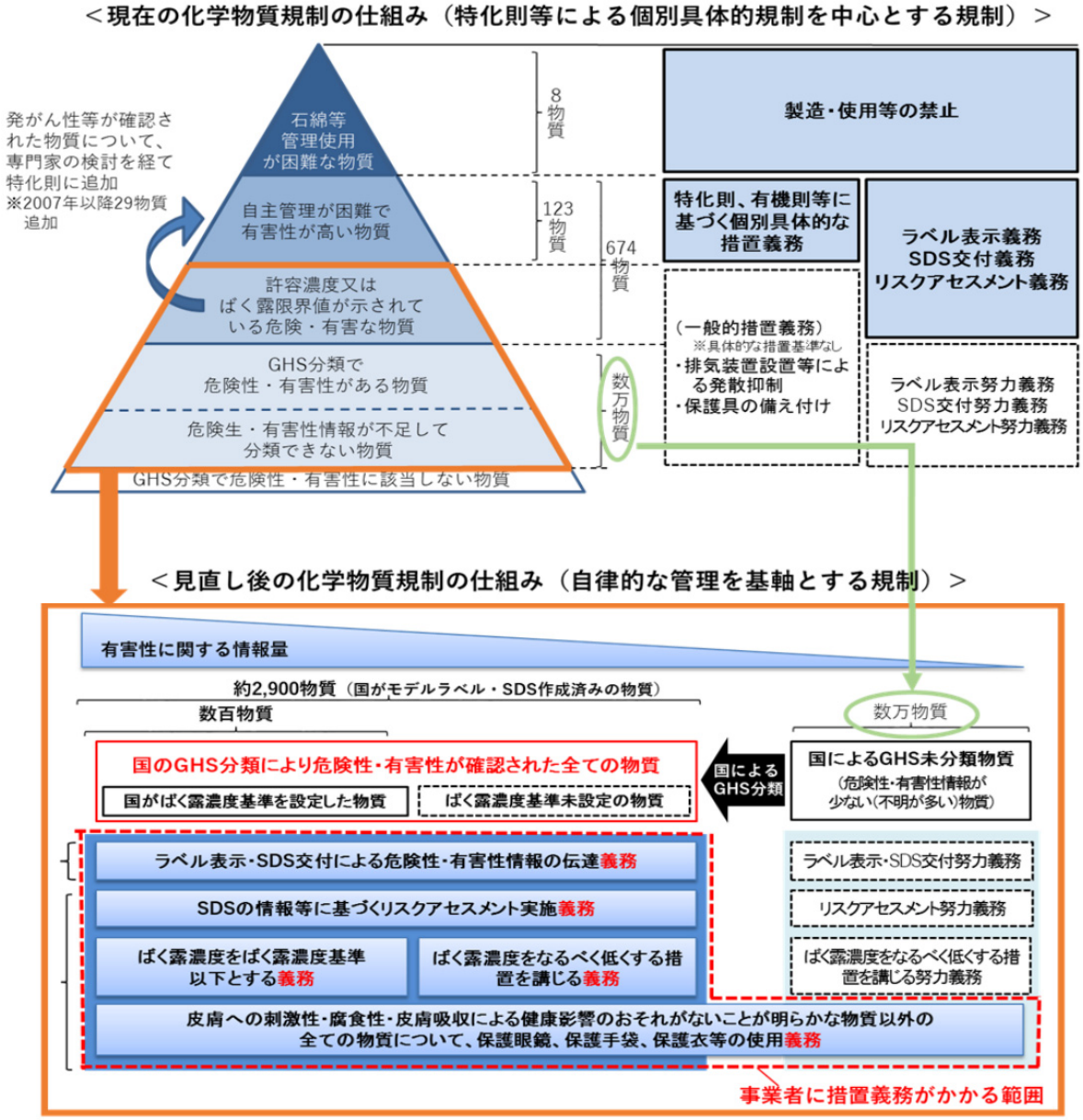

出典：厚生労働省「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号（令和 4 年 5 月 31 日公布））等の内容～」の概要資料を参照

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001

化学物質による労働災害防止のための新たな規制（2023 年 4 月 1 日に施行されること）（2/4）

The Knights

＜新たな化学物質規制項目の施行期日＞

		規 制 項 目	2022 年 5 月 31 日 公布	2023 年 4 月 1 日 施行	2024 年 4 月 1 日 施行
化学物質管理体系の見直し		ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			○
	①	ばく露される程度の低減措置（ばく露を濃度基準値以下にすること）		○	○
	②	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		○	
	③	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）		○	○
	④	衛生委員会付議事項の追加		○	○
	⑤	がん等の遅発性疾病の把握強化		○	
	⑥	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		○	
		化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			○
		リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			○
	⑦	がん原性物質の作業記録の保存		○	
実施体制の確立		化学物質管理者の選任義務化			○
		保護具着用責任者の選任義務化			○
		雇入れ時等教育の拡充			○
	⑧	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		○	
情報伝達の強化		SDS 等による通知方法の柔軟化	○		
	⑨	SDS 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		○	
		SDS 等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			○
	⑩	化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化		○	
	⑪	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲拡大		○	
	⑫	化学物質管理水準が良好な事業場の特別規則等適用除外		○	
	⑬	ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和		○	
		第三管理区分事業場の措置強化			○

表中の①～⑬について 2023 年 4 月 1 日から施行され、対応する必要があります。これについて、次ページから詳しく解説します。

ご不明点は、当社 営業担当 又は **分析担当 佐藤（亮）、杉山（フリーダイヤル0120－01－2590）**まで、お気軽にお問い合わせください。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001

化学物質による労働災害防止のための新たな規制（2023 年 4 月 1 日に施行されること）（3/4）

The Knights

① ばく露される程度の低減措置

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

ⅰ 代替物等を使用する

ⅱ 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する

ⅲ 作業の方法を改善する

ⅳ 有効な呼吸用保護具を使用する

リスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、上記のⅰ～ⅳの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません（努力義務）。

② ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存

① の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3 年間保存しなければなりません。ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は 30 年間保存です。

③ 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

(1)健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者について、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用することを努力義務となります（2024 年 4 月 1 日から義務化）。(2)健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者についても、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用することが努力義務となります。

④ 衛生委員会の付議事項の追加

①の内容（労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること）の調査審議を行うことが義務化されます。衛生委員会の設置義務のない労働者数 50 人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第 23 条の２に基づき、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

⑤ がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1 年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

⑥ リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低 3 年間）保存しなければなりません。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001

化学物質による労働災害防止のための新たな規制（2023 年 4 月 1 日に施行されること）（4/4）

The Knights

⑦ がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録し、30 年間保存しなければなりません。

⑧ 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第 60 条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が追加されます。ただし、食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。

⑨ SDS 等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

SDS の通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に（5 年以内ごとに 1 回）確認し、変更があるときは確認後 1 年以内に更新しなければなりません。更新した場合は、SDS 通知先に、変更内容を通知することとします。現在 SDS 交付が努力義務となっている安衛則第 24 条の 15 の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

⑩ 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第 57 条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

⑪ 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲拡大

安衛法第 31 条の 2 の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS 等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

⑫ 化学物質管理水準が良好な事業場の特別規則等適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

⑬ ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する 特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は 6 月以内ごとに 1 回）を 1 年以内ごとに 1 回に緩和できます。

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

■事業内容■
①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
③水道法第 20 条に基づく水質検査
④製品開発・品質管理に伴う化学分析
⑤アスベスト分析
⑥絶縁油中のPCB分析
⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

CERTIFIED ISO 9001　UKAS MANAGEMENT SYSTEMS 0001